

国道169号上池原トンネル他工事に係る契約者の選定経緯について

令和7年7月
近畿地方整備局

目次

1.	工事概要	P. 2
2.	経緯	P. 3
3.	競争参加資格	P. 6
4.	技術提案	P. 6
5.	技術提案の審査結果	P. 8
6.	技術協力業務	P. 8
7.	技術協議及び価格等の交渉	P. 11
8.	技術協議及び価格等の交渉結果の確認	P. 11
9.	契約の相手方の決定	P. 12
10.	「国道169号上池原トンネル他工事における 技術提案・交渉方式の専門部会」の開催日時及び確認事項	P. 12

1. 工事概要

(1) 発注者

近畿地方整備局

(2) 工事名

国道169号上池原トンネル他工事

(3) 工事場所

(自) 奈良県吉野郡下北山村前鬼地先

(至) 奈良県吉野郡下北山村上池原地先

(4) 契約方式

技術提案・交渉方式「技術協力・施工タイプ（ECI）」

(5) 内容

・技術協力業務

トンネル設計 1式

1. 設計の確認

－①. 工期短縮のための施工方法の検討

－②. 支保工・補助工法、計測管理等の検討

2. 施工計画の作成

3. 技術情報等の作成

4. 全体工事費の算出

5. 関係機関との協議資料作成支援

6. 関係機関との協議資料作成

7. 技術提案

8. 設計調整協議

9. 報告書の作成

・優先交渉権が与えられる工事

道路トンネル（NATM）（標準内空断面積5.3m²）

掘削 L=2,772.0m

覆工 L=2,772.0m

坑門工 2基

仮設工 1式

(6) 履行期間

技術協力業務 令和7年1月29日～令和7年3月31日（当初）

令和7年1月29日～令和7年5月11日（変更）

トンネル他工事 令和7年7月1日から令和11年2月28日

2. 経緯

(1) 本工事の特殊性

令和5年12月23日午後9時頃、国道169号下北山村上池原で、道路西側の斜面が高さ約40m、幅約20mに渡って大規模に崩落し、崩落発生後より国道169号は約6ヶ月間通行止めとなり、住民の生活に多大な影響を及ぼした。国道169号は、大規模災害発生時の対応力を高める「いのちの道」として重要な幹線道路ネットワークであり、本格復旧には高度な技術を要することから、令和6年3月27日に道路法第13条第3項の規定に基づき、国の権限代行による災害復旧事業として実施することになった。またその後、防災対策検討委員会を開催し、同委員会の意見を踏まえ、本格復旧案の検討に必要な地質調査などを進め、令和6年6月27日に本格復旧案をトンネルルートに決定した。

当該工事で施工する約2.8kmのトンネル区間を含む、国道169号には全線にわたり地すべりや重力性変形に伴う緩み地形が存在していることに加え、工事箇所周辺には、民家、スポーツ公園やダム等が近接している。このため、地質リスク及び現地条件を踏まえ、施工安全性、経済性等に優れ、かつ、工期の短縮を図ることができる施工方法の検討が必要となる。これには、優れた技術力と蓄積された現場経験を取り入れて決定する必要がある、国道169号上池原トンネル他工事の技術的難易度は非常に高い。

(2) 契約タイプの選定方法

トンネルの施工にあたり、以下の課題が懸念された。

- ・トンネルを短期間で施工する確実に経済的な施工方法の検討
- ・地すべりや重力性変形に伴う緩み地形への影響
- ・湧水や地質不良による遅延 等

このように、特殊な状況下でのトンネル工事を発注する際の「仕様の前提となる条件を確定」するためには、施工者の優れた技術・経験を取り入れなければ、経済的かつ安全で円滑な施工が難しいため、「技術提案・交渉方式」を適用することとした。

なお、「技術提案・交渉方式」の契約タイプの選定に際しては、本案件は上記課題事項に対する仕様が確定していないことから、施工者の技術・経験に基づく目的物の品質・性能が発注者にとって過剰な品質で高価格となる恐れがある。このため、設計者（コンサルタント）の「技術・経験」を活用し的確な判断ができる体制を確保したうえで、参加者から提出される技術提案書に基づいて選定された優先交渉権者と技術協力業務を締結し、別契約の設計者が行う設計業務に提案内容を反映させ、仕様の前提となる条件を確定した後に価格等の交渉を行い施工の契約を締結する「技術協力・施工タイプ」を適用することが妥当と判断した。

(3) 参考額の揭示

技術提案・交渉方式では、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者がその内容の評価を適切に実施することが困難となることが想定される。そのため、競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルの目安として、予め、参考額を設定した。

具体的には、工事の仕様の確定に必要な技術協力業務の規模は9百万円程度（税込み）、工事の規模は概算工事費150億円程度（税込み）を想定していた。なお、技術協力業務の金額の設定については、別途発注の「下北山村地区トンネル詳細設計他業務」の設計者から技術協力業務において詳細設計での技術協力が必要な業務内容に対する参考見積を徴収し、発注者において積算基準書に照らして設定した。また、工事の参考額の設定にあたっては「下北山村地区トンネル詳細設計他業務」でのトンネル工事に関する成果と「近畿地方整備局令和5年度工事費概算単価表（案）」に基づき算出した金額を概算金額として提示した。

（４）契約相手方の選定体制

技術提案書の内容の審査・評価及び価格交渉の評価等は、近畿地方整備局の入札・契約手続運営委員会にて行った。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）第18条第2項に基づき、中立かつ公正な審査を行うため、近畿地方整備局総合評価委員会の定めるところにより、表－１の通り、各技術分野を専門とする学識経験者3名を中心に「国道169号上池原トンネル他工事における技術提案・交渉方式専門部会」（以下、「専門部会」という。）を設置し、下記項目等について意見聴取を行った。

- 工事内容
- 契約手続き方法の適用性
- 技術提案内容
- 技術審査及び技術評価の結果並びに技術評価点順位の妥当性
- 優先交渉権者との価格交渉内容及び結果の妥当性
- 価格等交渉成立の判断
- 公表内容

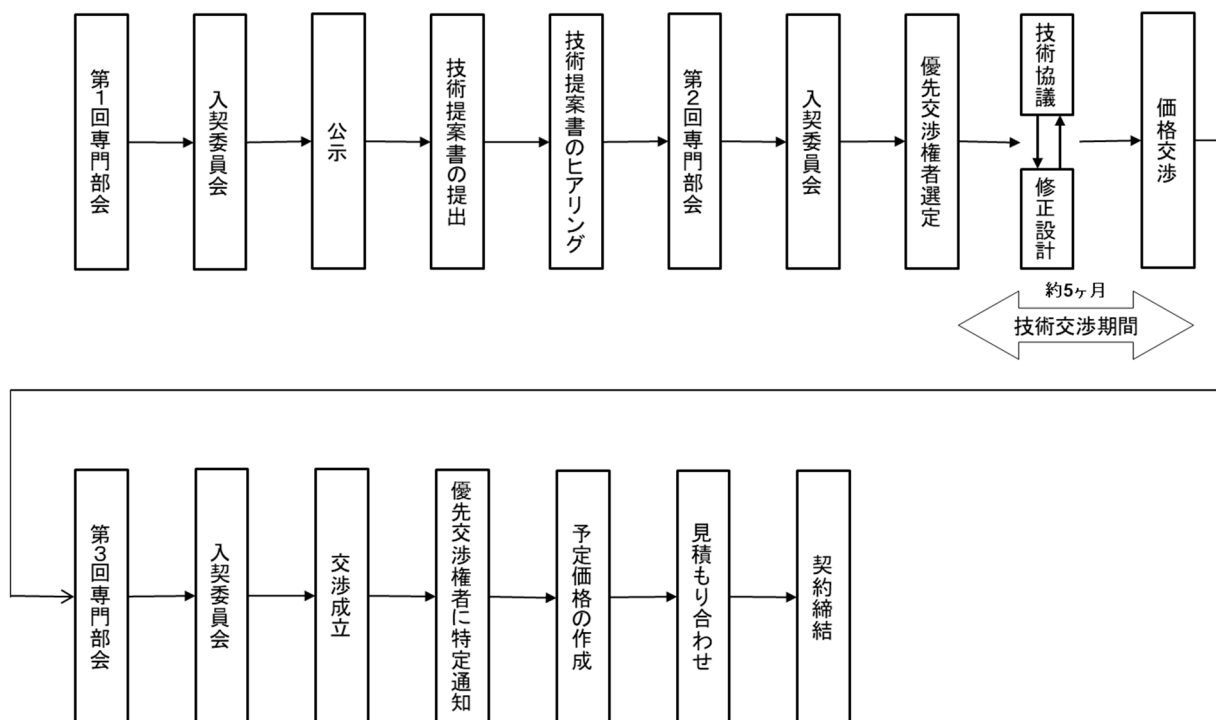
なお、専門部会は非公開とした。

【表－１】国道169号上池原トンネル他工事における技術提案・交渉方式専門部会（学識委員）

氏名（五十音順）	所属・役職	専攻
大西 有三	京都大学 名誉教授 (近畿地方整備局総合評価委員長) (国道169号下北山村上池原地区 防災対策検討委員長)	地盤工学
岸田 潔	京都大学 教授 (近畿地方整備局総合評価委員)	地盤工学
小山 倫史	関西大学 教授 (国道169号下北山村上池原地区 防災対策検討委員)	地盤工学

(5) 契約者決定の流れ

契約者決定の流れは以下の通り。



(6) 契約者決定までの主な経緯は以下のとおり。

【表－2】 契約者決定経緯一覧表

日付	内容
令和6年9月2日	第1回専門部会（公示内容の確認）
令和6年9月17日	入札・契約手続運営委員会
令和6年10月4日	契約手続開始の公示
令和6年11月1日	技術提案書の提出
令和6年11月13日～11月14日	技術提案書の確認（ヒアリング）
令和6年12月4日	第2回専門部会（技術審査）
令和6年12月17日	入札・契約手続運営委員会
令和6年12月25日	優先交渉権者の選定及び交渉権者選定通知
令和7年4月18日	見積書・見積条件書の依頼
令和7年4月21日～4月23日	価格等の交渉
令和7年4月25日	第3回専門部会（設計業務、価格等交渉内容の確認）
令和7年5月20日	入札・契約運営委員会
令和7年5月26日	特定通知
令和7年6月2日	見積書・見積条件書の依頼
令和7年6月19日	見積り合わせ
令和7年6月30日	契約締結

3. 競争参加資格

(1) 競争参加資格の概要

競争参加資格の確認は、近畿地方整備局における令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格「一般土木工事」の認定を受け、かつ、技術協力業務の優先交渉権者選定通知の日までに、近畿地方整備局における令和 5・6 年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者について、競争参加者としての適正な資格と必要な実績の有無を確認した。

【表－3】競争参加資格

会計法令	予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること
有資格者名簿 の登録	令和 5・6 年度「一般土木工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること
	令和 5・6 年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること
経営事項評価点数	1,200 点以上であること
同種工事の施工実績	平成 21 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記 1) から 3) までの要件をすべて満たす工事の施工実績を有すること。 1) NATM 工法によるトンネル工事 2) トンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が 4 5 m ² 以上 3) トンネルの施工延長が、掘削 1, 4 0 0 m 以上、かつ覆工 1, 4 0 0 m 以上であること。 ただし、1) から 3) までは同一工事の実績であること。
主任(監理)技術者の保有資格	1) 1・2 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。 2) 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
主任(監理)技術者の工事経験	平成 21 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記 1) から 3) までの要件をすべて満たす工事の施工実績を有すること。 1) NATM 工法によるトンネル工事 2) トンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が 4 5 m ² 以上 3) トンネルの施工延長が、掘削 1, 4 0 0 m 以上、かつ覆工 1, 4 0 0 m 以上であること。 ただし、1) から 3) までは同一工事の実績であること。

(2) 確認結果

令和 6 年 11 月 1 日までに、単体有資格業者 8 者、特定建設工事共同企業体 5 者より提出された競争参加資格確認申請書について入札・契約手続運営委員会にて競争参加資格要件の確認を行った結果、13 者に対し競争参加資格を有している旨の通知を行った。

4. 技術提案

(1) 技術提案の評価項目と配点

技術提案については、技術提案評価項目（テーマ）を第 1 回専門部会で確認し、以下の通りとした。

- ① 技術協力業務の実施に関する提案
- ② CⅡ及び DⅠ支保パターン毎の掘削からロックボルト打設までの 100m 当たりの施工日数に関する提案
- ③ リスクを想定した現場管理に関する提案能力

なお、技術提案の②③を「提案能力」としているのは、技術提案・交渉方式は通常の総合評価落札方式と異なり「仕様の確定が困難」であることから、具体的な対応策が重要ではなく課題の提示とそれに対する対応策を論理的に示す能力が重要と考え、評価基準の記載についてもそのような表現にしている。

評価項目と配点は表－４のとおりとした。

【表－４】評価項目と配点

評 価 項 目			評 価 基 準		配点
技 術 提 案	1) 技術協力業務に関する提案	①技術協力業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本技術協力業務を遂行するに当たって理解度が高い場合。	10 点 ※5 段階評価とする
			実施手順 及び 実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	10 点 ※5 段階評価とする
	2) 主たる事業課題に関する提案	②CⅡ及びDⅠ支保パターン毎の掘削からロックボルト打設までの 100m 当たりの施工日数に関する提案	的確性	トンネル工事の作業において、法令遵守（時間外労働の上限規制）及び完全週休 2 日（1 週間のうち必ず 2 日の休日がある）を実施した上で、トンネル掘削の自動化など、安全性の確保に留意するとともに、施工期間の短縮に有効な工法等の提案である場合に優位に評価する CⅡ及びDⅠ支保パターン毎の掘削からロックボルト打設までの 100m 当たりの施工日数をそれぞれ算出し、その合計日数が最大短縮日数となる提案者に対して 40 点を与え、それ以外の提案者に対して提案した日数により按分（小数点以下切り捨て）して評価する（上記内容について、具体的な工法や施工体制を記載すること） ※標準工程は 2 交替・土日現場閉所であるが、3 交替・現場閉所無しの提案は可とする。	40 点
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ①提案内容に説得力がある場合 ②標準工程と比較しコストの内容・金額について適切かつ論理的に整理されている場合 ③提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	
	3) 不測の事態の想定、対応力	③リスクを想定した現場管理における提案能力	的確性	地山挙動、湧水等に起因したリスクを想定し、安全性の確保に留意した現場管理について、以下である場合に優位に評価する。 ・詳細設計に取り入れる価値の高さに応じて評価する。 ・地すべりや重力性変形に伴う緩み地形が存在する地域におけるトンネル工の一連の施工過程において、配慮すべき現地条件等を踏まえ、リスクを想定し、リスクを最小化する有効な提案がされている場合。 ・提案の適用上の課題が記載され、具体的な対応策がある場合	20 点 ※5 段階評価とする
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・コストの内容・金額について適切かつ論理的に整理されている場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	20 点 ※5 段階評価とする
合 計					100 点

（２）技術提案書の受領

技術提案書は 13 者から受領し、提出のあった 13 者に対してヒアリングを行い、技術提案内容の確認を行った。

(3) 技術提案のヒアリング

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について下記のとおり質疑応答を行った。

- ・ E C I 発注方式の理解度、E C I 業務経験の有無
- ・ 技術協力業務を実施するにあたっての工程上のポイントの確認
- ・ 技術提案における「課題と対応策」の詳細確認
- ・ 各提案に対する適用条件、費用の質問 等

5. 技術提案の審査結果

技術提案の審査結果は以下の通りである。

1 位順位者である D 者を優先交渉権者、他の 1 2 者を交渉権者として令和 6 年 12 月 20 日に通知を行った。

【表－5】技術評価点の内訳

評価項目		配点	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社	F 社	G 社	H 社	I 社	J 社	K 社	L 社	M 社
①技術協力業務の実施に関する提案	理解度	10	4	6	8	8	8	10	6	8	8	8	2	8	8
	実施手順及び実施体制	10	4	10	8	10	8	8	8	8	10	8	6	8	10
②主たる事業課題に関する提案	的確性・実現性	40	20	15	27	40	35	22	21	24	25	35	17	22	22
③リスクを想定した現場管理における提案能力	的確性	20	15	12.5	12.5	20	20	17.5	10	17.5	15	20	10	10	15
	実現性	20	15	15	20	20	15	20	15	20	20	20	20	17.5	20
技術評価点合計		100	58	58.5	75.5	98	86	77.5	60	77.5	78	91	55	65.5	75
順位			12	11	7	1	3	5	10	5	4	2	13	9	8
優先交渉権者・交渉権者			交渉権者	交渉権者	交渉権者	優先交渉権者	交渉権者	交渉権者	交渉権者	交渉権者	交渉権者	交渉権者	交渉権者	交渉権者	交渉権者

6. 技術協力業務

「技術協力・施工タイプ」における技術協力業務の実施にあたり、発注者は優先交渉権者と設計の調整及び協力関係等を記した基本協定書を締結し、技術協力業務の契約を締結した。技術協力業務の工期は、令和 7 年 1 月 29 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（その後、令和 7 年 5 月 11 日までに変更。業務期間約 5 ヶ月）とし、工期内で優先交渉権者の技術提案、あるいは専門部会による助言、発注者・設計者・優先交渉者による合同会議で提案された追加技術提案を踏まえた修正設計、関係機関及び地元協議結果の設計に反映した、価格協議のための工事費の積算を行った。

技術協力業務を円滑に進めるためには、複数の関係者間での情報共有と協働体制の構築が重要となる。このため、優先交渉者との契約締結後直ちに、発注者、設計者、優先交渉者で合同

現地確認を行い、現地条件と課題の共有をはかった。さらに、技術協力業務を通して優先交渉権者が果たす役割については初回打合せ時に議論し、表－6のとおり発注者、設計者、優先交渉権者の役割分担を議事録にて確認を行い、合意を図った。また、各項目に関する検討や関係機関協議の進捗に合わせて、適宜調整会議を開催し、方針等の確認を行った。また、設計及び施工上の課題に関する協議事項や設計スケジュールを短期間で調整するため、発注者、設計者、優先交渉権者で週1回の調整会議を開催し、課題について議論し方針等を確認することとした。

上池原トンネル工事は、工程の短縮を図り、想定される遅延リスクを回避し、安全に完遂するためには、本体工設計および施工計画を現場条件に基づき最適化する必要がある。

その中で、特に解決すべき課題として、トンネル掘進速度の向上が求められた。施工時の各条件については、設計者による詳細設計と優先交渉権者による施工計画検討を並行して進め、発注者を加えた三者にて条件を確認しながら業務を遂行した。本体工設計において、掘削方式Dパターン区間では掘削工法を変更した。この工法変更に伴う施工時の安全性については、有識者へのヒアリングや施工実績を踏まえ、十分に検討したうえで採用した。また、設計段階で施工サイクルの最適化を図るため支保工構造の見直しを実施した。施工計画では、仮設備配置計画の最適化を目的に、トンネル急速施工を考慮し、優先交渉権者が提案する仮設備ヤード計画をトンネル設計に反映した。作業坑計画については、作業効率の向上を図る目的として、側壁を鉛直化し、重機同士の離合を円滑に行うことのできる内空断面に見直した。作業坑と国道169号交差部の支保構造の安全性については、FEM解析を実施し、安全性を確認した。また、設計者・優先交渉権者および発注者の調整・連携により、作業坑の坑口前に作業構台を設置し、作業坑と国道169号を直角に交差する計画に見直した。この見直しにより、掘削補助工法の効果（縫地効果、薬液注入効果）を最大限発揮できる線形となり、作業安全性が向上した。工事用道路の工期短縮、近接する準用河川の環境保全を考慮し、作業坑までの構造を仮設盛土から仮橋へ変更した。これにより、発破時の重機待避場所の確保や、大型重機の離合も可能となり、作業効率の向上を図れた。

なお、施工時に想定されるリスクについては、発注者・設計者・優先交渉権者がそれぞれの立場から課題や対応策を抽出し、定期的な打合せを通じて、想定されるリスク及び対応方針をとりまとめた。これらの内容については、手戻りを防ぐため、仕様確定の主要な段階で専門部会委員へ報告・相談を行いながら業務を進めた。また、技術協力業務において作成した水理予測モデルについては、優先交渉権者と施工段階での活用課題を協議し、トンネル掘削中の湧水情報を適宜反映させることで、掘削時の突発湧水の予測に活用できるようにした。

価格等の交渉に向けた積算段階では、設計者の設計成果と優先交渉権者の施工計画成果について、整合性の確認を徹底し、積算の考え方について円滑に合意することができた。

表一 6 設計の役割分担

項 目	発 注 者	優先交渉権者	設 計 者
優先交渉権者の技術提案	・技術提案の適用可否の判断及び設計者への指示	・評価した技術提案に関する技術情報（機能・性能、適用条件、コスト情報等）の提出	・技術提案の内容の確認、設計に反映する上での課題の有無や内容の整理
地元及び関係行政機関との協議	・地元（地権者）及び関係行政機関（河川・道路管理者）との協議の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、意見聴取の実施	・地元（地権者）及び関係行政機関（河川・道路管理者）との協議支援（資料作成、同行※など） ※発注者から指示があった場合	・地元（地権者）及び関係行政機関（河川・道路管理者）との協議支援（資料作成、同行※など） ※発注者から指示があった場合
学識経験者への意見聴取	・学識経験者への意見聴取の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、意見聴取の実施	・学識経験者への意見聴取の実施（資料作成・技術的説明の実施）	・学識経験者への意見聴取の実施（資料作成・技術的説明の実施）
設計の実施	・設計条件の提示 ・設計内容の確認 ・設計内容を踏まえた追加提案・検討の指示 ・現場管理におけるリスクの判断	・技術提案部分を含めた設計の確認・照査 ・設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、施工の観点からの助言 ・施工計画の作成	・指示された技術提案内容の設計への反映 ・設計課題の整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討 ・設計計算、設計図作成、数量計算等の実施 ・施工計画と設計の整合性確認
工事費用の管理	・優先交渉権者への見積り依頼 ・見積りの検証（見積り根拠の妥当性確認、積算基準との比較等） ・全体工事費の確認 ・施工中の歩掛調査の必要性判断	・見積り・見積条件・根拠の作成 ・全体工事費の算定	・見積条件と設計の整合確認 ・見積り、全体工事費の把握
事業工程の検討	・全体事業工程の作成・管理	・発注者要求を踏まえた工事工程の検討	・工事契約を見据えた技術協力業務による設計反映の工程管理
専門部会	・専門部会資料の作成	—	・専門部会資料の作成補助

7. 技術協議及び価格等の交渉

(1) 技術協議の概要

設計の進捗に応じて価格等協議を行い、優先交渉権者と施工方法等の確認を行った。

技術協議は、施工方法等の確認結果を踏まえて、近畿地方整備局において土木請負工事費算出要領等に基づき、優先交渉権者から提出された工事費算出の根拠となる資料を用いて構造・施工方法の内容、工事費内訳書における施工条件等を確認し、双方の積算条件を確認した。

技術協議を通じて、工事費算出の根拠となる資料の見直しの機会を設けるとともに、協議において、工事費内訳書の内容を変更する場合は、適宜その時点の工事費算出の根拠となる資料の提出を依頼した。

(2) 価格等の交渉概要

価格等の交渉については、優先交渉権者と施工方法等の確認を進め、確認された施工方法等に基づき価格等の協議を開始し、歩掛見積り等の妥当性確認を行った。価格等の交渉は、最終的な施工方法等の確認結果を踏まえて、優先交渉権者から提出された見積書等を用いて構造・施工方法の内容、施工条件等を確認し、双方の積算条件に相違がないことに加え、見積書の総額の妥当性を確認し交渉を完了した。

8. 技術協議及び価格等の交渉結果の確認

(1) 実施方法

技術協力業務実施段階より、技術協議内容及び協議結果の確認を行い、価格等交渉における算定の考え方及び合意内容を専門部会に報告し、意見徴収を行った。専門部会での確認結果を踏まえ、入札・契約手続運営委員会において交渉成立の判断の妥当性を確認した。

(2) 予定価格の設定

専門部会にて確認された価格等交渉結果を踏まえ、合意した積算条件に基づき工事価格を算出した。

(3) 見積り合わせ実施日時

令和7年6月19日（木）午後2時00分

9. 契約の相手方の決定

(1) 工事名

国道169号上池原トンネル他工事

(2) 契約者

鹿島建設株式会社 関西支店

(3) 工事場所

(自) 奈良県吉野郡下北山村前鬼地先

(至) 奈良県吉野郡下北山村上池原地先

(4) 工事請負契約締結日

令和7年6月30日

(5) 契約金額

¥14,811,500,000.- (消費税及び地方消費税を含む)

(6) 工期

令和7年7月1日～令和11年2月28日

10. 「国道169号上池原トンネル他工事における技術提案・交渉方式専門部会」の開催日時及び確認事項

2. (4) 及び (5) に示す専門部会は計3回開催（各学識者への個別説明は適宜実施）した。
各委員会の開催日時及び各委員会における確認事項は以下の通り。

【第1回専門部会】

開催日時：令和6年9月2日（月）14:00～16:00

場 所：近畿地方整備局 6階 道路情報協議室

確認事項：委員会において確認された事項は以下の通り

- 技術提案・交渉方式の適用の可否
- 技術提案範囲・事項・評価基準
- 参考額の設定方法
- 業者選定経緯の公表内容

【第2回専門部会】

開催日時：令和6年12月4日（水）16:00～18:00

場 所：近畿地方整備局 6階 道路情報協議室

確認事項：委員会において確認された事項は以下の通り

- 各競争参加者の技術提案内容及び個別評価項目の技術審査・評価内容
- 優先交渉権者、交渉権者の選定及び非選定
- 価格等の交渉手順

【第3回専門部会】

開催日時：令和7年4月25日（金）10:00～12:00

場 所：近畿地方整備局 6階 道路情報協議室

確認事項：委員会において確認された事項は以下の通り

- 設計の修正内容
- 価格等の交渉の合意内容
- 概算工事価格

以上